



消費生活センター くらしナビ

インターネット等で取引される副業や投資の

情報商材のトラブルが急増！



事例

スマートフォンに「プロジェクトに参加すれば、絶対稼げる。スキルや知識がなくても成功が約束されたシステム」の広告メールが届いた。現金や正規の刻印の入った金銀の現物も動画で見せられた。先着 30 名限りであったので、クレジットカードで 30 万円を支払って入会した。説明通りのアドバイスがなく儲からないので解約したい。



助言



情報商材とは、副業や投資などで**高額収入を得るためのノウハウ**等として販売されている情報のことです。

情報商材の広告は、インターネットや SNS、動画・写真共有サイト、セミナー等様々な形で行われ、**大金を手に入れることや簡単な作業であることを強調**したり、ビジネスで成功したと自称する**“カリスマ”**が**広告塔として登場**するケースがみられます。

情報商材は、パソコンやスマートフォンなどを使い閲覧したり、アプリケーションで配信されるものや、冊子や DVD などに加工して契約者に送られる場合があります。

購入するまでは内容を確認することができないため、広告や説明を信じて高額契約をしたのに、情報商材の内容が一般的で価値が無かったり、簡単に稼げる内容ではなかった、契約時に**「100%元が取れる」「返金保証がある」「儲かるまでサポートする」と説明されたのに、事前に説明されたサポートが無い、返金保証に応じてくれない等のトラブルが絶えません**。また、情報商材そのものだけでなく、情報商材をきっかけに高額なコンサルティングやビジネスセミナー、ソフトウェア等を契約させられるケースもあります。中には**事業者と連絡が取れなくなることもあります**。

事業者が儲かることばかりを強調しても、具体的な仕組みや内容が理解できなかったり、事業者の説明に不安がある場合は**すぐに契約をしないでください**。

相談専用電話 **6998-3600**

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン **188**（局番なし）